

第2回令和元年度田村市地域包括支援センター運営協議会  
及び田村市地域密着型サービス運営委員会次第

日 時 令和2年2月12日（水）  
午後4時～  
場 所 田村市役所 201会議室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 協 議 事 項

（1）成年後見制度中核機関設置について

（2）令和2年度田村市地域包括支援センター基本方針・運営方針（案）について

（3）介護予防支援事業・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者について

（4）その他

4. 閉 会

# 資料1

成年後見制度はこれまで…

身寄りのない高齢者への課題に向けて



資産の多い方の財産管理という私的な問題と捉えられがちでした。また、独居の高齢者で認知症の進行により地域での生活が困難になり施設入所に移行する場合や、障がい者で親の死失などにより家族支援が当面にできなくなる等、生活上で大きな課題が生じ、初めて対症療法的に利用が検討されるということが多くありました。

- ➡ しかし、今こうした捉え方を見直す必要があり、市町村において成年後見制度の体制整備が求められています。

3

- ◆「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(平成28年法律第29号)
- ◆「成年後見制度利用促進基本計画」(平成29年閣議決定)

→ 成年後見制度を活用することによって



地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備を進めて、  
地域連携ネットワークを住民の身近に構築していく必要性が求められています。



地域での日常生活等を社会全体で支える  
ことを求めています。

2

4

権利擁護ニーズは見えにくいもので見ようとしたが見えてきません。

お金・財産の管理、介護・福祉等社会サービスを本人意思に基づき適切に利用（契約）していくことは地域生活の基本です。

生活を支えるこのような支援は、これまで家族機能の一部として当たり前に考えられてきました。しかし、高齢化が急速に進み世帯構成が大きく変わりつつある昨今、高齢者や障がい者の単独世帯や高齢者の子と高齢の親類等の世帯もますます増えています。

このような方が医療・介護・福祉等生活の基本となるサービスを適切に利用でききない状況がないよう、地域で支えることが必要になってきます。

また、虐待や消費者被害等の権利侵害にあつたり、支援の拒否（セルフネグレクト）や見守り不十分の中で行方不明や孤立死など、判断力が不十分なために自ら声をあげてSOSを発し、権利や生活を守ることのできない方たちの存在も、忘れてはなりません。

このような方が、自治体での連携が取れないことから成年後見制度の利用に特化せざるを得ません。

このような方が、地域で暮らす可能性がないか、私たちには気づいていく必要があります。

成年後見制度は、このような判断能力が不十分で権利擁護の必要な方々を、成年後見人等を選任することによって、一人の人間としてその意思や事業を尊重し、本主人の権利行使や相手を守り実現することを支援する権利擁護の制度です。

【実際にあつたこのような事例を通して、皆さんの地図の問題として考えてみてください。】

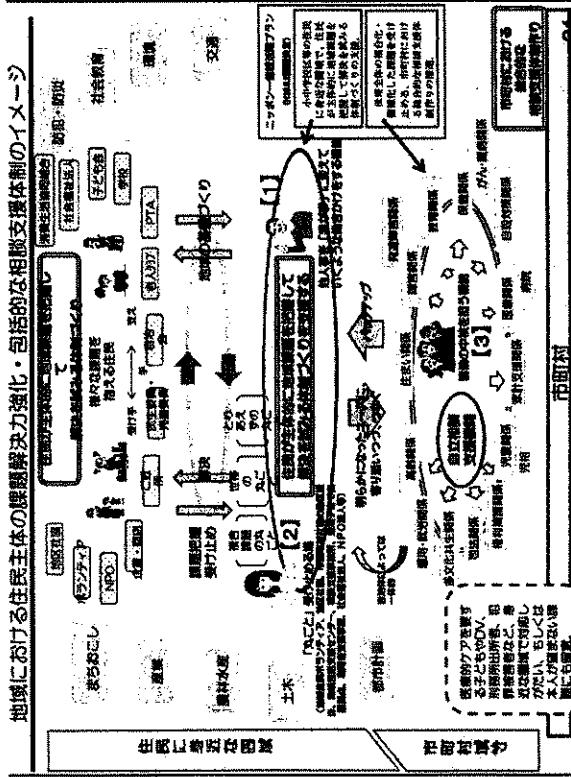


つい最近は、脱水状態で救急入院するようなことがあります。しかし、支払いや退院先の検査等で報酬の能力がないこともあります。

⇒このような問題は、民民の契約問題とされがちですが権利擁護の必要なケースです。  
⇒あなたの地元では、このような問題が民生委員・介護支援専門員・相談員等に届けられ、  
対応・相談できる体制でありますか？自治体内でも虐待や消費者被害等窓口がばらばらで、  
権利擁護ニーズが一體的に扱えられていない等はありませんか。

身近な人が権利意識の必要性に早期に気付けるための、周知・広報に取り組みましょう。

2



47

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ

卷之三

二二二このような問題は、せっかく相談窓口に繋がつても、担当者だけでは権利擁護支援の方針や首尾申立等、専門的な判断ができないことが多いです。また、親族等に任せらるだけでは、申立等する力がなく、頓挫してしまうこともあります。

あなたがいる地域では、首長申立判断を支えて、促す法律等も参加する会議のような仕組みがありますか？利用を促進する申立てや本人にわかりやすい説明等を実施できる体制がますか？

精神科指導としての判断や支援方針がたてられる、法律等専門職の力を借りられる仕組

受任者の推進について、関係機関から本人の状況の報告を受け、消費者被害の問題等もあり、最初は法律事務所にお願いしましたが、状況が改善次第、その後の人生の伴走が必要ということで、早めに市民後見人に「トランシッチ」される方針が、法律事務所の専門職や市民後見人も参加する協議で示され、それに基づき家庭裁判所への推薦がされました。

⇒このような問題は、家庭裁判所で本人の生活状況等を十分理解した上で成年後見人等を選択選任できる状況を整備しなければ、本人にメリットが感じられる制度の利用に結びつかないおそれがあります。裁判所の理解が違うような情報提供も必要ですが、本人に必要な支援と地域の社会資源との調整は、身上保護を中心とした考え方ではなく、その場に法律事務所も参加し、家庭裁判所とともに調整しながら推進する仕組みが必要です。

⇒あなたの地域では、本人の立場について法務課も参加し、適切な支援の出来る相手を推薦できるような協議の場がありますか？地域の将来と全体を見直し、本人への適切な支援を期待できる市民後見や法人後見等の社会資源を育てていますか？

●本人に適切な支援ができるため受任調整等の仕組みも複雑にいわゆる

その後、この高齢者は認知症もありながら、望んでいた在宅生活を各種サービスを使うことできりぎりまで継続しました。在宅搬送をあきらめるなどには保佐人も悩みましたかが、バックアップしてくれる関係機関の呼びかけで会議を開き、方針と一緒に考えてもらうことで踏み切ることができます。

⇒この高齢者は認知症もありながら、望んでいた在宅生活を各種サービスを使うことできりぎりまで継続しました。在宅搬送をあきらめるなどには保佐人も悩みましたかが、バックアップしてくれる関係機関の呼びかけで会議を開き、方針と一緒に考えてもらうことで踏み切ることができます。

⇒このような問題は、家族に限らず専門職後見人等も地域でのバックアップ体制がないと、知識や経験不足により本当に必要な支援が構築できない恐れもあります。

⇒あなたの地域では、必要に応じてケア会議への参加や、地域の支援者や本人を良く知る方々とチームを組む等、後見人等を見守りバックアップする体制がありますか？

●成年後見人等へ地域のチーム支援ができ、見守りバックアップできる仕組みをつくりましょう。

成年後見人が選任された後も、組織的な地域での見守り(モニタリング)やケア会議等でさらなる支援に繋ぐなどのバックアップや相談体制が取れるための仕組みづくりを、今ある地域ネットワークとの連携で考えましょう。これらにより、不正防止効果も期待されます。

その後、大人と向き合った保佐人(最後は本人意思は本人能力低下に伴い成年後見人)により、サービス等の利用や個人的な意味についても本人意思を最大限引き出し尊重して手配や契約、時には苦情申立てを行う等の支援がされました。

地域のネットワークと多様なサービスで包括的な支援が可能となり、

居場所が変わった際の支援者が変わっても、本人の権利を守り、本人しさを保ち続けることができるのです。

また、自治体や事業者、施設、医療機関等についても、料金や利用料不払いや契約者不在等のリスクを心配するごとに、本人を中心とした地域生活への積極的な支援をしていくことができました。

## 利用者にメリットのある制度とするために……

### 【本人の意思尊重】や【身上保護】の視点

しかし、中には「身上保護はしないよ」と書いた専門職後見人も中にはいて……。

『本人を主体として、中心に据えた意思決定支援は重要』



ネットワーク・チームによる支援は、本人の意思の尊重といい、う面からも、また、万が一にでも「最高の利益」として本人への権利制限が必要になる可能性もあると考えると、後見人等の独善的なかかわりを防止すること等を含め、不正防止にもつながるセーフティネットとと考えられます。

### 本人も後見人等も孤立させないチームでの見守り・バックアップ



⇒この高齢者は認知症もありながら、望んでいた在宅生活を各種サービスを使うことできりぎりまで継続しました。在宅搬送をあきらめるなどには保佐人も悩みましたかが、バックアップの呼びかけで会議を開き、方針と一緒に考えてもらうことで踏み切ることができます。

⇒あなたの地域では、必要に応じてケア会議への参加や、地域の支援者や本人を良く知る方々とチームを組む等、後見人等を見守りバックアップする体制がありますか？

●成年後見人等へ地域のチーム支援ができ、見守りバックアップできる仕組みをつくりましょう。

成年後見人が選任された後も、組織的な地域での見守り(モニタリング)やケア会議等でさらなる支援に繋ぐなどのバックアップや相談体制が取れるための仕組みづくりを、今ある地域ネットワークとの連携で考えましょう。これらにより、不正防止効果も期待されます。

その後、大人と向き合った保佐人(最後は本人意思は本人能力低下に伴い成年後見人)により、サービス等の利用や個人的な意味についても本人意思を最大限引き出し尊重して手配や契約、時には苦情申立てを行う等の支援がされました。

地域のネットワークと多様なサービスで包括的な支援が可能となり、

居場所が変わった際の支援者が変わっても、本人の権利を守り、本人しさを保ち続けることができるのです。

また、自治体や事業者、施設、医療機関等についても、料金や利用料不払いや契約者不在等のリスクを心配するごとに、本人を中心とした地域生活への積極的な支援をしていくことができました。

## 市町村の役割とは…

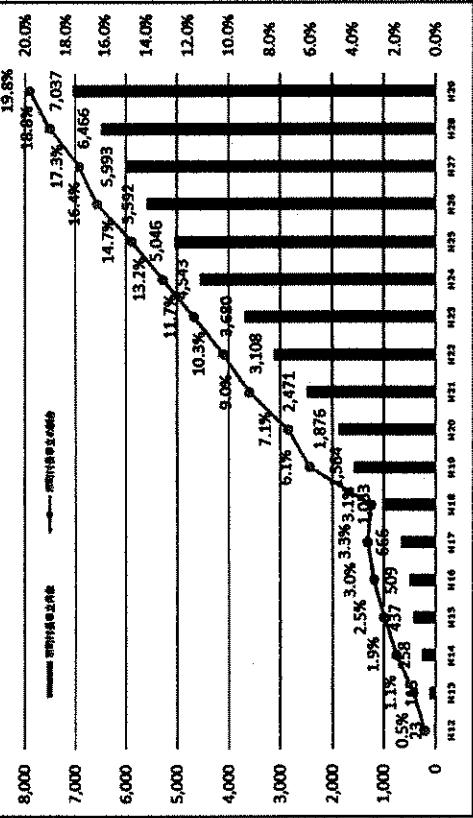
～地場の将来を見通した全体構造、権利保護・成年後見制度利用の体制整備～

「成年後見制度の促進に関する法律」  
「成年後見制度利用促進基本計画」では…

市町村に、中核機関が地域の将来を見据えた全体構想を描き、司法機関や法律家等も協力する、これらの体制づくりの進行管理と事務局機能などに取り組むことを求めています。

しかし、ネットワークや中核機関等の体制整備自体がゴールではなく、そのことによって判断能力が十分でない方の権利擁護が図られ、安心できる地域生活が支えられるようになります。

「利用者にメリットのある」成年後見制度であるためには、本人を中心にしてその意思を尊重し、個別に必要なサービス等が適切に行われる等、本人の福祉の実現に、地域において司法と福祉の双方の機能強化がされ連携することが重要で、それを可能にするのは自治体の責任ある関与です。



注: 平成12年～平成13年までは、4月～3月の数値、平成20年からは、1月～12月の数値

13

15

また、地域で支えあう地域共生社会の実現のためには、後見制度に地域住民の理解と協力を得ることにも繋がる、市民後見人等を養成し活躍できるとともに目指したいものです。

地域ごとの首長申立等をみても、担い手や後見資源が充実し、体制整備が進んでいくことで権利擁護が図られるることは明らかです。市町村が中心になつて取り組んでいきましょう。

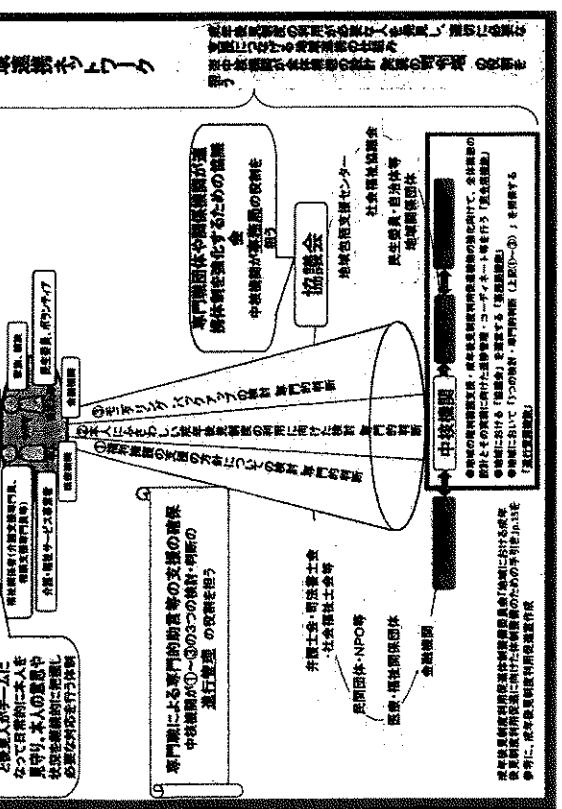
今後、体制整備に着手できないう状況が続く地域では、支援が受けられない状態が生まれてしまします。取り組みが進まない地域をオローバップするためには、広域での中核機関整備の検討を含め、広域自治体としての都道府県の役割也非常に重要になります。



都道府県名	都道府県	県内市町	県内市町	県内市町	県内市町	県内市町	県内市町	県内市町	県内市町	県内市町	県内市町	県内市町	県内市町	県内市町	県内市町	県内市町	県内市町	県内市町	県内市町	県内市町	県内市町
北海道	北海道	21市町	1,241件	11,491	西川	70件	3,689	11,15	岡山	2,731	879	31,7									
青森	青森	11市町	323件	3,691	佐井	41件	2,299	10,95	福島	1,711	769	21,4									
岩手	岩手	44市町	411件	15,7	山賀	51件	2,159	15,05	山口	8,625	4,679	21,0									
宮城	宮城	81市町	264件	20,8	美吉	64件	4,811	18,35	福島	6,69	3,37	20,7									
秋田	秋田	37市町	183件	14,15	飯泉	57件	3,688	14,15	青森	7,81	3,608	20,5									
山形	山形	16市町	223件	26,6	勝岡	132件	1,449	11,46	長崎	3,616	2,246	20,3									
福島	福島	104市町	4,610件	37,9	磐梯	519件	1,438	17,95	宮城	4,246	2,268	18,1									
茨城	茨城	779	4,618件	18,8	笠置	70件	4,159	19,15	福岡	6,626	3,579	11,9									
栃木	栃木	487	3,618	15,6	鹿児	183件	4,216	14,75	奈良	3,216	1,826	8,1									
群馬	群馬	639	4,514	12,2	鹿嶺	183件	1,095	18,15	兵庫	5,34	3,299	10,9									
埼玉	埼玉	176市町	1,587件	23,7	大原	540件	2,621	19,25	熊本	5,705	3,670	24,7									
千葉	千葉	365市町	1,704件	21,6	夷隅	383件	1,739	18,05	大分	3,476	2,476	14,7									
東京	東京	1,142市町	6,120件	22,2	飯食	47件	2,687	12,15	宮崎	1,118	2,746	3,1									
神奈	神奈	1,099	2,646件	22,5	御殿山	44件	2,679	17,15	鹿児島	1,048	3,087	10,4									
福岡	福岡	1,119	1,004	14,5	島原	50件	2,619	23,05	沖縄	7,61	3,616	20,4									
宮山	宮山	469	3,608	12,6	島原	65件	2,516	26,15	鹿児島	1,037	3,640	18,8									

14

## 地域連携ネットワークにおける中核機関の役割とは…



17

### ○チーム

本人に身近な組織、福祉・医療・地域等の関係者と見守り、本人の意見や状況を継続的に把握し必要な対応を行う仕組み。基本的には、日常生活圏域(場合によっては自治体圏域)で完結する場合が多いと思われます。

### ○中核機関

**ア. 地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、「司令塔機能」実現に向けた連携管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」**

中核機関は、全体構想の設計と実現に向け、工程を組んで進捗管理を行う、支援の各過程や協働時に関係者のコーディネートを行う等、いわば地域連携ネットワークを整備し、適切に運営していくための「司令塔機能」を有していると考えられます。

**イ. 地域における「協議会」を運営する「事務局機能」**

国基本計画では、地域連携ネットワークの基本的仕組みとして、各地域において各種専門機関・関係機関が参加し、協力・連携強化を協議する「協議会」等(※説明は後述)の体制をつくり、地場課題の検討・調整・解決などをを行うことが必要とされています。この「協議会」等に自治体・専門機関・団体・家庭裁判所・関係機関が関わり、適切に運営していくためには、専務層の機能が必要であり、地域連携ネットワークの中核となる機関としての中核機関が、協議会の事務局機能を担うことか適切と考えられます。

### ウ. 地域において「3つの検討・専門的判断」を担保する「遂行管理機能」

中核機関が遂行管理する「3つの検討・専門的判断」とは、

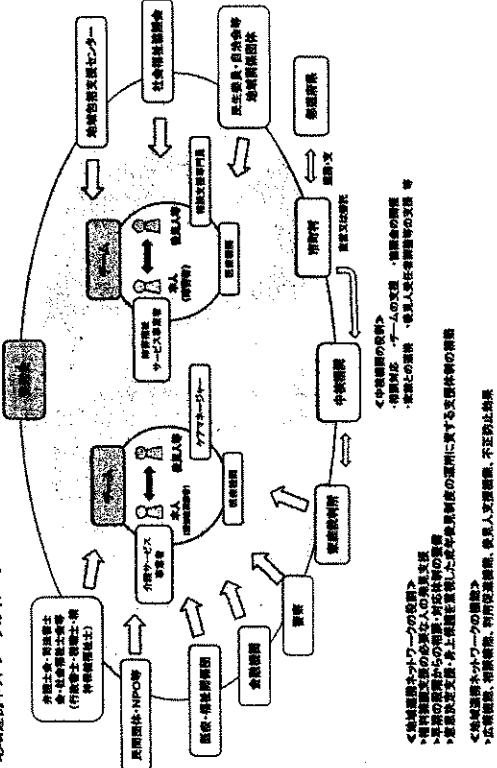
- ①権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断
  - ②本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断
  - ③モニタリング・バックアップの検討・専門的判断
- であり、これらを適切に、中核機関は、個別のチーム(本人や後見人と、両者の活動等を身近で支援する関係者)に対する専門機関等によるバックアップ(困難ケースのケース会議等を行なう)を担保します。これらの検討・専門的判断は、主に日常生活圏域～自治体圏域で行われることが想定されますが、専門性の高い問題等については、更に広域での検討・判断が必要な場合もあると想定されます。

### ○協議会

協議会は、成年後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門機関団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門機関団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門機関団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進めることであります。

「地域連携ネットワーク」の機能・役割が適切に実現できるよう、「専門機関団体など地域の関係者が連携し、地域課題がその事務局を務めます。中核機関や地域連携ネットワークの活動をサポートするとともに、それらの活動のチェック機能も担います。主に自治体圏域～広域圏域で設立運営されることが想定されます。

### ~地域連携ネットワークのイメージ~



18



Q12 貴事業所では、成年後見制度に該する相談にどのように対応していますか？

Q13 相談から成年後見制度の相談を受ける人數を数えてください。その理由を教えてください。

ア 制度の利用は初めているが、大人家庭が用意しない、  
イ、本人の状態に問題がない場合は必要としていない、  
ウ、本人の収入（生金等）で家族が生活をしたいため支障をきたす  
エ、必要を感じていない、  
エ、本人の収入（生金等）で家族が生活をしていため支障をきたす  
カ、その他の（）

Q15 権利擁護支援の必要な人の早期発見・相談・支援体制の整備に向けて、今後、成年後見制度利用促進のための地域連携ネットワークの構築と検討しておりますが、その際、ネットワークの一員としてご協力いただいくことは可能ですか？

Q16 成年後見制度利用促進にかかる研修会を開催した場合、貴事業所では職員の受講を希望されますか？

Q17 食事業所で、成年後見制度に関する取り組みがおりましたらお聞かせください。



## 市町村による成年後見制度利用基本計画(市町村計画)に盛り込むべき事項

- (1)地域連携ネットワークの3つの役割についての具体的な施策等
- ①権利擁護支援の必要な人の発見・支援
  - ②早期の発見から、お住まいの地域の整備
  - ③貴法人が主導して、自ら見守る制度の運用に資する支援体制の整備
- (2)地域連携ネットワークの基本的な組織
- ①本法人と後見人とどより支えるチームによる対応
  - ②地域連携ネットワークの中核となる機関の必要性
  - ③地域連携ネットワークおよび中央連絡窓口を設ける体制の整備等
- (3)成年後見制度の利用に関する助成の在り方について
- (4)その他、既存の地域的・有機的連携に配慮した内容であること
- (5)条例で定めるところにより、成年後見制度の利用促進に関する基本的事項を調査・審議させる審議会
- 市町村計画策定について
- 市町村計画の部門別計画と一體的計画として策定することも可能とされている。
- 地域連携計画策定ガイドラインの改定版(H30.4)が示されたが、市町村地域連携計画に市町村による成年後見制度利用促進基本計画(市町村計画)を盛り込みることができる旨の記載がある。
- なお、「田村市地域連携計画」の計画の期間はH28～H32年度までとなつており、今後検討していく必要がある。

## 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉その他の福祉に関する共通して取り組むべき事項(3)<市町村地域連携計画>

- ⑤市民児童等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人など、地域づくりの観点も踏まえ  
た福利厚生の在り方
- ・認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構  
築やその中核となる機関の在り方としての市民投票人等の育成や家族後見人も含めた活動支援  
の在り方、日常生活に支障を及ぼさないものとの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や、身元保証人  
が存在しないために生活等に困難を抱える者への支援の在り方などについて、地域住民等を主体とする手  
いざないの立場で支援を行う者としての高齢者・障害者としての尊厳を守るために、地域連携計画に位置付けることが考えられる。

- ⑥高齢者や障害者、子どもに対する統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った介護者・養育者が想定している課題に  
も着目した支援の在り方
- ・再犯の防止等の措置に関する法律の制定を踏まえ、高齢者又は障害者等ははじめ、保健医療・福祉等の支援を必要と  
する犯罪未了の者等に対し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労等その他生活困難への支援などを適切に提供し  
かつ、これから地域での生活を可能とするための施設を総合的に推進し、地域福祉計  
画に位置付けることが考えられる。

- ⑦保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会資源支援の在り方
- ・再犯の防止等の措置に関する法律の制定を踏まえ、高齢者又は障害者等ははじめ、保健医療・福祉等の支援を必要と  
する犯罪未了の者等に対し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労等その他生活困難への支援などを適切に提供し  
かつ、これから地域での生活を可能とするための施設を総合的に推進し、地域福祉計  
画に位置付けることが考えられる。

成年後見制度利用促進にかかる今後の流れ

令和元年度												令和2年度												令和3年度												
11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月								
田村市虐待等防止連絡会を「協議会」とし、設置要綱の一部改正をし4月1日より施行し運用開始する。	「協議会」整備	条例等審査会	連絡会を開催し承認を得る。	委嘱状の交付と第1回田村市虐待等防止連絡会にて成年後見制度利用促進するための協議の開始	連絡会にて成年後見制度利用促進計画策定に向けた協議の開始 ニーズ調査内容の結果報告等	R3.4:成年後見制度利用促進計画策定運用開始	連絡会「協議会」の中で承認を受け始動	【中核機関】市役所(司令塔+協議会事務局として協議会の運営)…【実施主体】進行管理は社会福祉協議会「地域包括支援センターへ委託する」 【中核機関】市社会福祉協議会(地域包括支援センター)は市より【実施主体】を受託(進行管理+相談・支援+チームの見立及びケア会議開催と調整+後見人相談窓口+家裁との連絡調整+報告書作成支援+利用促進に向けた研修会等の実施運営)	【中核機関】施設従事者12/19セミナー時に配布 その他の場合は随時3月までに配布予定	ニーズ調査集計と協議会へ報告	3/17 市民向け「第1成年後見制度見直し講演会開催」 協議会未設置のため市と主催で実施	年間5回を予定 施設従事者向3回、市民向け2回 《地域包括支援センターが主体となり計画広報実施する》	年間5回を予定 施設従事者向3回、市民向け2回 《地域包括支援センターが主体となり計画広報実施する》	協議会にて、養成講座内容の検討	協議会事務局、講師依頼、会場、日程調整	養成講座開始	内容等検討	内容等審議会で検討	裁判所で審判を受ける	始動																
研修会等	市民後見人養成	法人後見開始																																		

## 令和 2 年度 田村市地域包括支援センター基本方針・運営方針（案）

令和 2 年 4 月 1 日現在

**I 方針策定の趣旨**

「田村市地域包括支援センター基本方針・運営方針」は地域包括支援センター（以下「センター」という。）運営上の基本的考え方や理念、業務推進の方針等を明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑で効率的な実施に資することを目的に策定する。

**II 地域包括支援センターの意義・目的**

1. センターは、高齢者が住み慣れた地域で尊厳のある生活を継続することができるよう、心身の健康保持及び生活の安定のために必要な支援を行うことを業務とする。
2. センターは、地域の高齢者の保健医療の向上、及び福祉の増進を包括的に支援する中核的機関として設置する。
3. 田村市は、センターの設置主であることから、センターの設置目的を達成するための体制整備に努め、その運営に適切に関与する。
4. 田村市が設置する地域包括支援センター運営協議会はセンターの運営に関する事項について、承認や協議、評価する機関としての役割を發揮することにより、適切、公平、かつ中立的なセンターの運営を確保する。

**III 運営上の基本的考え方や理念**

## 1. 公益性の視点

- 1) センターは、田村市の介護・福祉行政の一翼を担う「公的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行う。
- 2) センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や、国・県・市の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な運営事業を行う。

## 2. 地域性の視点

- 1) センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。
- 2) センターは、介護サービス、医療サービス、ボランティア活動、近隣住民同士の助け合いなど、地域の社会資源と連携を図ることで、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、地域が抱える課題を把握し、日々の活動に反映させる。また、それらの課題の解決に向けて積極的に取り組む。

## 3. 協働性の視点

- 1) センターの保健師又は看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が、それぞれの専門職種である知識を生かして、相互に情報を共有し、理念・方針を理解した上で、連携・協働の体制を構築し業務全体をチームとして支える。
- 2) 地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員等の関係者との連携を図りながら活動する。

## 4. 予防性の視点

地域の高齢化率・要介護認定率の推計、各種事業実績、地域住民のニーズの把握などをもとに地域における課題を見据えた予防的視点を持って活動する。

#### IV 業務推進の指針

##### 1. 事業計画の策定

- 1) センターは、地域の実情に応じて必要となる重点課題・重点目標を設定し、地域の特性に応じた事業運営に努める。
- 2) センターは、各年度の目標を設定し、目標達成に向けての事業運営に努めるとともに、年度末には目標に対する事業の評価を行う。

##### 2. 職員の姿勢

- 1) センターの職員は、中立・公正な立場であることを共通認識として持ち、業務を遂行する。
- 2) センターの職員は、センターの設置目的と基本機能を理解したうえで、業務を遂行する。
- 3) センターの職員は、抱えている事例や対処方法について相互に報告しあい、各職種が協働して「チーム」として検討しながら業務を遂行する。
- 4) 専門性の維持向上を目的に、研修会に参加するなどの取り組みを積極的に行う。
- 5) 自己評価により課題を見出し、次年度に向けて課題解決方法を検討する。

##### 3. 地域との連携

地域包括支援センター運営協議会や見守りネットワーク会議等の場を通じて、地域住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域ケア会議等から、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取組む。

##### 4. 個人情報の保護

センターが保有する高齢者等の情報が、業務に関係のない目的で使用され、不特定多数の者に漏れることがないよう情報の管理を徹底するとともに、守秘義務を厳守し、個人情報の保護に留意する。

##### 5. 苦情対応

センターに対する苦情を受けた場合には、その内容及び対応等を記録し、必要に応じて速やかに田村市に報告する。

#### V 基本業務推進指針

##### 1. 第1号介護予防支援事業

###### 1) 介護予防ケアマネジメント

- ・要支援者及び事業対象者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービスのほか、一般介護予防や市独自施策、市場において民間企業により提供される生活支援サービスも含め、要支援者等の状態等にあった適切なサービスが包括的効率的に提供されるよう必要な援助を行う。
- ・介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ」「要支援・

要介護状態になってもその悪化をできる限り防ぐ」ために、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送れるよう支援する。

## 2) 地域介護予防活動支援

住民主体の集いの場（運動サロン）において、継続した介護予防ができるよう相談支援を行う。

## 2. 総合相談支援業務

### 1) 実態把握

- ・様々な手段により、地域の高齢者的心身状況や家庭環境についての実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるように取り組む。
- ・地域住民や関係機関から、支援が必要な高齢者情報収集を行う。
- ・把握した問題やニーズについて、予防へと展開していく取り組みを行う。

### 2) 総合相談事務

地域において安心できる拠点（中間的機関）としての役割を果たすため、関係機関との連携のもと、様々な相談内容について、総合的に相談できる体制をつくる。

### 3) 困難事例

困難事例（重層的課題がある、支援拒否、既存のサービスでは適切なものがない等）を把握した場合は、実態把握のうえ、田村市担当課との連携を図り、適切な対応を行う。

### 4) ネットワーク構築業務

- ・センターの業務を適切に実施していくために、また業務への理解と協力を得るために、パンフレットや広報誌等を作成し、様々な場所や機関への配布等を行うなど、住民及び関係者へ積極的に広報する。
- ・ネットワークによる課題の抽出や更なる問題の発生を防止するため、ネットワーク構築の重要性について、地域における様々な関係者に働きかけを行う。
- ・地域においてネットワークを活用したニーズ発見機能、相談連携機能、支援機能、予防機能が円滑に機能するため、センターとしてのネットワーク構築及び整備を行う。
- ・サービス提供機関や専門相談機関等の活用可能な機関・団体などの把握などを行う。
- ・地域に必要な社会資源がない場合は、市担当課との連携を図りながら、共にその創設や開発に取り組む。

## 3. 権利擁護業務

### 1) 権利擁護に関する啓発

権利擁護（高齢者虐待の防止、成年後見制度の活用、消費者被害の防止等）について、関係機関・地域団体・各種事業者や住民等が理解を深め、防止するための啓発活動に取り組む。

### 2) 高齢者虐待への対応

- ・地域住民や関係機関等と連携を密にすることにより、虐待防止及び早期発見に取組む。
- ・通報や相談等を受けた場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援

等に関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、田村市担当課と連携を図り、適切な対応を行う。

### 3) 消費者被害防止

- ・消費生活センターや警察等の他機関と連携して事例に対応できる体制を整備する。
- ・地域団体・関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐよう支援するとともに、被害の回復のための関係機関を紹介する。

## 4. 包括的・継続的ケアマネジメント業務

### 1) 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

- ・地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援する。
- ・地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備する。

### 2) 介護支援専門員に対する支援

- ・介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行う。
- ・介護支援専門員の資質の向上を図る観点から、関係機関とも連携のうえ、情報提供や事例検討会、研修会等を実施する。
- ・地域の介護支援専門員の抱える困難事例について、具体的方針を検討し、指導助言等を行う。
- ・地域の介護支援専門員の問題解決能力を高める支援に努める。
- ・個々の介護支援専門員の抱える話題やニーズを把握し、地域の介護支援専門員全体で共有できるよう取組を行う。
- ・地域の介護支援専門員等が、日常的に円滑な業務が実施されるよう、介護支援専門員のネットワーク構築を支援する。

## 5. 地域ケア会議の充実

介護支援専門員が抱える困難事例や、地域住民や関係機関による支援要請事例等について多職種による検討を行い、住み慣れた地域での生活を地域全体で支援していくよう努める。また、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援並びに地域で不足している社会資源の把握及び開発につながるよう、地域ケア会議の充実に努める。

## 6. 生活支援体制整備事業

包括的支援事業を効果的に実施するためには、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うことが重要であることから、地域の多様な関係者の参画による協議体に積極的に参加し、地域包括支援ネットワークの充実を図る。

## 7. 医療介護連携事業

- ・医療と介護の両方が必要になっても住み慣れた地域で、安心して自分らしい生活ができるよう、田村市と協働し在宅医療と介護連携体制の構築を推進する。
- ・田村地方在宅医療・介護連携支援センターと連携し、最後まで自分らしく生き、生

活する喜びが失われないように、在宅での生活を支援する。

## VI 重点業務推進指針

### 1. 認知症総合支援事業

#### 1) 認知症初期集中支援推進事業

認知症の人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チーム員を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。

#### 2) 認知症地域支援・ケア向上事業

- ・地域の実情に応じて医療機関・介護サービス事業所及び地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を配置する。
- ・認知症地域支援推進員を中心に、認知症の人やその家族を支えるため、関係機関と連携を取りながら継続的な支援の実施、及び認知症の人やその家族が抱える多様な問題を解決するために、医療機関等関係機関との連携・協力体制を構築する。
- ・認知症カフェを開催し、認知症の人やその家族、地域住民、専門職が集い認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担軽減を図る。
- ・認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の人やその家族への理解と地域の見守り、声掛け等の支えあいができる地域を目指す。また、ステップアップ講座を開催し、認知症の人を支える仕組みづくりの担い手の養成を行う。
- ・認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりを目指し、高齢者おかげり支援事業や認知症高齢者等個人賠償責任保険事業の周知及び登録支援、おかげりネット模擬訓練を行う。
- ・認知症ケアのひとつである「ユマニチュード」を、かかわる介護事業所・家族・地域住民への伝達普及に努める。

### 2. 成年後見制度（中核機関の運営）

成年後見制度利用が必要な人を発見し、早期からの相談・対応体制の整備及び意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制を整備することで、適切に必要な支援につなげる地域連携ネットワークを構築し、その中核となる機関として以下の進行管理機能を担う。

#### 1) 広報機能

地域住民や地域の相談窓口、施設従事者等に対し、判断能力の低下に伴う様々な課題やリスク、成年後見制度の仕組み、制度のメリット・デメリット等を伝達するための研修会を計画し実施する。また、制度の利用を支援する地域の窓口を幅広く周知し、必要な人が適切に相談窓口につながる環境を整備する。

#### 2) 相談機能

相談があった際は、本人の意思決定支援、支援の必要性、適切な支援内容等の検討が行われ、身近な地域内で日常的に本人を支援するチーム（親族、福祉、医療、地域関係者等で構成する。）を形成し、その支援方針を決めるケース検討の場において、専門職の関与等を支援することで、「権利擁護支援の方針について検討・専門的判断」

を司法・福祉等専門的な観点より多角的に行う。

### 3) 制度利用促進機能

支援方針や適切な候補者などの検討、候補者選任後のチームについての検討、申立にあたっての準備・役割分担等の検討など、「本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断」を行う。本人の利益のために誰が申立を行うことが適切か、首長申立の検討の必要性の判断のほか、候補者推薦について家庭裁判所と情報共有や連絡調整を行う。

### 4) 後見人支援機能

後見人等選任後は、本人を後見人とともに支えるチームの編成を支援する。「モニタリング・バックアップの検討・専門的判断」として、チームへの支援内容の検討、本人の能力や生活環境、支援関係者との関係性の変化を把握し、類型の適切性や後見人等に付与されている権限の妥当性の判断を検討し、必要に応じて家庭裁判所と情報提供などの連携をする。また、このような機能を果たすうえで、不正の防止や後見人等の不適切な実務を是正するなどの不正防止効果にも配慮する。

## 令和 2 年度介護予防支援業務・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者届出書(案)

介護保険法第 115 条の 23 第 3 項及び 115 条の 47 第 5 項の規定に基づき、田村市地域包括支援センターが委託する指定居宅介護支援事業者につきまして、下記のとおり届け出いたします。

田村市長 本田 仁一様

令和 2 年 4 月 1 日

社会福祉法人田村市社会福祉協議会

会長 坪井 都一

## 介護予防支援業務・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者名簿

【委託期間：令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日】

No	委託先事業所名	事業所所在地	運営法人名
1	田村市船引在宅介護支援センター	田村市船引町船引字源次郎 131	社会福祉法人 田村福祉会
2	船引クリニック指定居宅介護支援事業所	田村市船引町船引字砂子田 198	医療法人 健山会
3	J A 福島さくらたむらふれあいセンター	田村市船引町芦沢字霜田 39 番地 1	福島さくら農業協同組合
4	居宅介護支援事業所さくら	田村市船引町船引字馬場 41-2	医療法人 崇敬会
5	なごみの里ケアプランセンター	三春町大字熊耳字上荒井 82-1	有限会社 和みの郷
6	居宅介護支援事業所よつば	三春町八島台 7-5-17	医療法人 誠励会
7	居宅介護支援事業所さくら・おの	小野町大字小野新町字中通 64-1	医療法人 誠励会
8	居宅介護支援事業所よつば・ひらた	平田村大字上蓬田字清水内 18-2	医療法人 誠励会
9	居宅介護支援事業所あすか	小野町大字谷津作字池ノ平 51-3	有限会社 しんしん
10	L·C·U·B 介護支援センター三春	三春町大字山田字クルミヤツ 15-2	株式会社 エヌジェイアイ
11	田村市居宅介護支援事業所	田村市大越町上大越字吉川 97	社会福祉法人 田村市社会福祉協議会
12	田村居宅介護支援事業所	郡山市田村町岩作字穂多礼 216-1	医療法人 慈繁会
13	指定居宅介護支援事業所もみじ館	茨城県竜ヶ崎市寺後 3937-10	医療法人 竜仁会
14	居宅介護支援事業所さくら・たきね	田村市淹根町菅谷字大子堂 153-25	社会福祉法人啓誠福社会